

一般廃棄物処理業許可証

島地環 第 583 号
令和 6 年 3 月 8 日

所在地 静岡県島田市島118番地 1
名称 有限会社 塚本商店
代表者 代表取締役 塚本 和成 様

島田市長 染谷 絹 代



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項及び島田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第14条の規定により、次の条件を付して許可する。

1 業務の内容	(1) 収集 (2) 運搬
2 取扱廃棄物の種類	事業系一般廃棄物、特定家庭用機器、家庭系一般廃棄物（直接搬入が不可能であり、かつ、戸別収集を含む市の計画収集で対応できない場合に限る。）
3 許可期間	令和6年4月1日から令和8年3月31日まで
4 その他の条件	<p>1、島田市内の一般廃棄物は、島田市外へ持ち出さないこと。</p> <p>2、島田市外の一般廃棄物は、島田市内に持ち込まないこと。</p> <p>3、島田市及びごみ処理施設の職員の指示に従うこと。</p> <p>4、次に掲げるものをごみ処理施設に搬入してはならない。</p> <p>① 島田市の指定袋を使用していない廃棄物</p> <p>② 他市町村より排出された廃棄物</p> <p>③ 産業廃棄物、特別管理一般廃棄物</p> <p>④ 島田市の基準による分別収集がされていない廃棄物</p> <p>⑤ 中間処理や埋め立てに障害となる廃棄物</p> <p>5、廃棄物処理手数料については、担当職員の指示に従うこと。</p> <p>6、廃棄物の収集・運搬等の手数料は、適正な額とすること。</p> <p>7、運搬車両は、常に清潔に保つこと。</p> <p>8、運搬車両や契約事業者等の変更があった場合、速やかに届け出ること。</p> <p>9、一時的に生じた多量の廃棄物を搬入する場合には、事前に連絡し承認を得ること。</p> <p>10、業務状況報告書を毎月必ず（翌月10日までに）提出すること。（特定家庭用機器は種類毎台数を記載すること。）</p> <p>11、特定家庭用機器は、県内の指定取引場所へ搬入すること。</p> <p>12、田代環境プラザにおける廃棄物処理手数料は、期限内納付を遵守すること。</p> <p>※ 納付が履行されない場合には、窓口納付となります。</p>